

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和3年度 毛呂山町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質 区分	物質 番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	2	3	14,000	6	0	0	14,000
1	80	キシレン	3	1	176,200	2	1,200	0	175,000
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	1	8	2,300	10	2,300	0	0
1	281	トリクロロエチレン	1	8	5,400	9	5,400	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	2	3	126,000	4	0	0	126,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	2	3	12,400	7	0	0	12,400
1	300	トルエン	3	1	431,100	1	1,100	0	430,000
1	392	ノルマル-ヘキサン	2	3	139,000	3	0	0	139,000
1	400	ベンゼン	2	3	26,400	5	0	0	26,400
1	411	ホルムアルデヒド	1	8	9,000	8	9,000	0	0
合計			—	—	941,800	—	19,000	0	922,800

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。